

第8条(紹介手数料の返還)

1. 採用者が採用後30日以内に、採用者本人の責により解雇され、または自己都合により退職し、かつ同当該事由の発生から3営業日以内に当社にご申告いただいた場合に限り、当社は、登録ユーザーに対する紹介手数料を50%減額するものとします。なお、当社は、上記の事実を確認するために、登録ユーザーに対し、採用者の解雇または退職の事実およびその理由を確認できる資料を要求できるものとし、登録ユーザーはこれに応じるものとします。
2. 前項の紹介手数料の減額は、採用後30日間における最後の所定労働日の所定労働時間終了時点で採用者が退職もしくは解雇されていない場合、または登録ユーザーの責による退職または解雇の場合、適用しないものとします。